

役員等の報酬等及び費用に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この基準は、公益社団法人栗原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第27条第3項並びに第30条第6項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、顧問及び参与をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 センターは、非常勤役員等が理事会等に出席した場合は日額報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額及び非常勤役員の日額報酬の額は、別表1「役員等の報酬月額等」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支

給するものとし、毎月 21 日に支払う。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

- 2 非常勤役員の日額報酬は理事会等の開催日を起算とした翌月の 21 日に支払う。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 センターは役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものと、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。請求方法は役職員等旅費規程によるものとする。

- 2 費用の額は、別表 2 により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第 8 条 センターは、この基準をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この基準の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年度定時総会決議)

この基準の一部改正は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表1

区分	役員報酬額	適用条件
理事長	日額 6,000円以内	月額70,000円を上限とする
副理事長	日額 6,000円以内	理事長の職務を代行するとき
	日額 5,000円以内	上記以外の総会、理事会等への出席のとき
上記以外の非常勤役員	日額 4,000円以内	総会、理事会等への出席のとき
	日額 6,000円以内	監査会への出席
常勤役員	月額 200,000円以内	職員を兼務するときは職員給与規程による
顧問及び参与	日額 4,000円以内	求めに応じて理事会等へ出席するとき

別表2

費用の種別	費用の額
非常勤役員の管内職務に係る費用	費用弁償として1日1,500円（ただし、25km以上の場合は1kmあたり40円を加算する）
役員の管外職務に係る費用	役職員等旅費規程に定める額
その他	実費